

## 実地指導について

### 1. 可児市の実地指導の概要

・実施日の1ヶ月前に通知し、2週間前までに点検シートや書類の事前提出。

（新型コロナウイルス感染防止の観点から事前提出書類による事前確認を行い、当日の訪問時間短縮に努めています）

・実地指導の所要時間は、1事業所につき2時間半程度。

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合は、5時間程度）

・県所管事業所の実地指導は、県事務所が実施。

・総合事業の事業所は、適切なサービス提供の確保という点から、訪問時に、あわせて書類確認を実施。

## 2. 実績(令和元年度～3年度)

サービス種別	対象事業所数 (R3.4.1時点)	令和元年度 実施事業所数	令和2年度 実施事業所数	令和3年度 実施事業所数 (R4.1月末時点)
居宅介護支援	24	3	2	5
介護予防支援	6	6	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	1
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2	2	0	0
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	10	6	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	1	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0
地域密着型通所介護	11	0	0	0
合計	58	18	2	6

### 3. 指摘事項等の例

#### 認知症対応型共同生活介護

- ・サービス提供開始時に作成する契約書、重要事項説明書等は、利用者等の署名の日付も漏れの無いように記入するようにしてください。
- ・入居申込者が認知症である者であることを確認する場合は、医師の診断書、主治医意見書等により確認し、書面を保管するようにしてください。
- ・身体拘束等の適正化のための研修の記録を整備するようにしてください。
- ・外部評価を実施した際は、その結果を利用者及び家族に提供してください。
- ・運営推進会議を開催した際は、その記録を公表してください。

## 居宅介護支援

- ・居宅介護支援の提供開始の手続きの際に使用する契約書、重要事項説明書等は、常時現行制度に沿うような文言に更新し、利用者にも分かりやすい表現を使用してください。
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）を計画に位置付ける場合は、主治の医師等の意見を求めるようにしてください。また、作成した計画を主治の医師等に交付するようにしてください。
- ・苦情処理に係る記録が作成できるよう、苦情処理簿や相談記録票等の様式を整備してください。
- ・事故発生時における対応が適切にできるように、事業者において損害賠償保険に加入することを検討してください。
- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めてください。

## 介護予防支援

- ・サービス提供開始時に作成する契約書、重要事項説明書等は、平成30年4月1日以降の契約者について、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等が記載された書類を使用するようにしてください。なお、平成30年3月31日以前の契約者についても、制度改正の追加説明、説明した旨の記録の作成をするようにしてください。
- ・介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防短期入所療養介護を計画に位置付ける場合は、主治の医師等の意見を求めるようにしてください。また、作成した計画を主治の医師等に交付するようにしてください。